

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1398号)

平成29年6月15日

横 情 審 答 申 第 1398 号

平 成 29 年 6 月 15 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成28年10月14日健動第1506号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「広聴案件「市政ダイレクト広聴特定番号」の処理について（猫の不妊去勢手術推進事業に於いて市外動物病院で行った手術費用にも適用して欲しいとの要望書に対する市の回答書と決裁書）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「広聴案件「市政ダイレクト広聴特定番号」の処理について（猫の不妊去勢手術推進事業に於いて市外動物病院で行った手術費用にも適用して欲しいとの要望書に対する市の回答書と決裁書）」を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「猫の不妊去勢手術推進事業に於いて市外動物病院で行った手術費用にも適用して欲しいとの要望書に対する市の回答書と決裁書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成28年8月15日付で「広聴案件「市政ダイレクト広聴特定番号」の処理について（猫の不妊去勢手術推進事業に於いて市外動物病院で行った手術費用にも適用して欲しいとの要望書に対する市の回答書と決裁書）」（以下「本件審査請求文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件開示請求に対し、本件審査請求文書を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号の該当性について

本件審査請求文書のうち、起案本文に記載した個人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当せず、非開示とした。

- (2) 文書の特定について

本件に係る要望書（以下「本件要望書」という。）は、平成27年5月に受理したもので、横浜市猫の不妊去勢手術推進事業（以下「本件事業」という。）の登録動物病院の範囲を広げ、市外動物病院で実施した不妊去勢手術についても補助申請ができるようにしてほしいとの内容の要望（以下「市外動物病院への拡大要

望」という。)であった。この提案について、実施機関では、平成27年7月に動物愛護センター長から本件要望書の投稿者に電話で口頭回答を行い、その際に文書回答不要の旨を確認した。また、口頭回答の後、回答に係る対応結果について供覧処理を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求の理由として、「今回開示した文書内容は要望書に対し途中経過報告を記した内容であり適正な回答書を求めます」と主張している。しかし、実施機関では、前記のとおり、投稿者に口頭回答を行っており、その回答内容を記録したもののほかに文書は作成しておらず、また、開示請求日時点において本件要望書と同様の内容の要望は受け付けていないため、本件対象行政文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は作成し、又は保有していない。

よって、本件対象行政文書のみが本件開示請求に係る行政文書であり、そのほかに実施機関では、本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、平成28年6月の最終回答書を求める。
- (2) 今回開示した文書内容は要望書に対し途中経過報告を記した内容であり適正な回答書を求める。

5 審査会の判断

- (1) 横浜市猫の不妊去勢手術推進事業に係る事務について

横浜市では、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び横浜市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年3月横浜市条例第17号）に基づき、本件事業を行っている。本件開示請求時点では、市民の飼育する猫及び飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行うことを奨励し、猫の飼育限度を越えた繁殖を防止することにより、飼い主のいない猫の減少及び周囲に対する危害、迷惑の未然防止を図り、併せて動物の愛護及び管理についての理解を深め、生活環境の保全並びに市民生活の安全を保持すること及び飼い主のいない猫に不妊去勢手術を行う団体等を支援することを目的として（横浜市猫の不妊去勢手術推進事業に関する実施要項（平成26年3月健動第1861号。平成29年3月健動第2997号による一

部改正前のもの。以下「猫の不妊去勢手術推進事業実施要綱」という。) 第1条)、横浜市民及び市内の自治会・町内会が横浜市内の登録動物病院(猫の不妊去勢手術推進事業実施要綱第4条)で猫(市内で飼育する猫及び市内に生息する飼い主のいない猫)を対象に不妊去勢手術を行い、申請手続をした場合に手術費用を1頭につき、5,000円(ただし、手術費用が5,000円未満の場合は支払った額)を助成することとしていた(猫の不妊去勢手術推進事業実施要綱第9条)。

(2) 市民の声事業に係る事務について

ア 横浜市では、横浜市にさまざまな手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報(以下「市民の意見等」という。)を、広聴情報データベースシステム(以下「広聴システム」という。)により管理するとともに、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により、市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、市民の声事業を行っている。市民の声事業の取扱いについては、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱(平成20年3月21日市広聴第3940号。以下「市民の声要綱」という。)に規定されている。

市民の意見等は、市民の声要綱の定めるところにより、市民からの提案、市長陳情、区長陳情、地域区民要望及び市政ダイレクト広聴の各事業別に受け付けるものとされている。このうち、市政ダイレクト広聴は、市民の声要綱第31条第1号から第4号までに該当する場合に、受け付けることができるとされている(他の広聴事業として受け付ける市民の声は除く。)

イ 市政ダイレクト広聴を含めて、市民の声事業として受け付けることとした案件は、広聴システムに登録し、文書又は電子メールでの回答、電話又は面談等での直接対応、供覧等の処理をすることとしている。

ウ 市民の声事業で取り扱う広聴情報(市民の声、市民の声に対する回答(対応も含む。))、その他市民の声の処理、公表及び集計に関する情報であって、職務上作成し、又は取得した情報をいう。)は、すべて広聴情報データベースシステム取扱要綱(平成20年3月21日市広聴第3940号)に基づいて広聴システムを用いて処理するものとされており、市民の声に係る文書の保存期間は5年とされている。広聴システムを使用して処理がなされた案件については、広聴システムを用いて、実施機関の各課において閲覧することが可能となっている。

エ なお、本事業のほかに、市民の声要綱に準拠した要綱をそれぞれ定め実施している「区局が独自に行う広聴事業」があるが、それらの情報も広聴システムで管

理されている。

(3) 本件審査請求文書について

ア 本件審査請求文書は、市民の意見等として寄せられた、市外動物病院への拡大要望について、投稿者に電話で口頭回答した内容を記録した供覧文書である。

イ 審査請求人は、審査請求書において、審査請求の趣旨として「審査請求に係る処分を取り消し28年6月の最終回答書を求めます。」と記載し、審査請求の理由として「今回開示した文書内容は要望書に対し途中経過報告を記した内容であり適正な回答書を求めます」と記載している。このことから、本件審査請求の趣旨は、本件審査請求文書以外に、市外動物病院への拡大要望に対する回答及び供覧を行った平成27年7月以降の文書を特定し、開示を求めるものと解され、当審査会としても、その前提に基づき以下検討する。

(4) 本件審査請求文書の特定について

ア 実施機関は、本件審査請求文書のみが本件開示請求に係る行政文書であり、そのほかに実施機関では、本件開示請求に係る行政文書は保有していないと説明しているため、当審査会で平成29年4月6日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件要望書は、他の広聴事業には該当しないため、市政ダイレクト広聴として受け付けたものである。

(イ) 本件要望書に対しては、電話にて直接対応をしている。また、その際に、文書回答不要である旨も投稿者に確認をしている。

(ウ) 本件要望書に対する対応及び対応結果の供覧は平成27年7月に行ったものであり、これ以降の時期に改めて回答等はしていない。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 本件要望書に係る文書の特定について

市民の声要綱第9条では、「市民の意見等に対する回答は、原則として、投稿者の投稿手段と同様の手段を用いるものとする。」と規定されている。もっとも、同条ただし書では、「緊急に回答する必要がある案件及び電話又は面談等で直接対応を図る必要のある案件などの事由があるとき並びに投稿者から別の手段による回答を求められたときは、この限りではない。」と規定されている。実施機関にこの点の運用について確認したところ、市民の意見等については投稿者が最も連絡を取りやすい方法で投稿してくることを前提として考えて

いるため、原則として同様の回答手段を用いることとしているものの、投稿者から別の手段による回答を求められた場合や電話・面談等で直接対応をする場合などについては、投稿手段とは別の手段を用いることがあるとのことであった。

実施機関の説明によると、本件要望書の投稿者に電話で回答をした際に、文書回答は不要である旨の確認をとったとのことであった。また、本件審査請求文書を見分したところ、投稿者に電話し説明をした際に、文書回答不要の旨も確認したとの記載も確認された。

以上のことから、本件要望書に対して電話でのみ回答し、文書では回答していないという実施機関の説明に、不自然な点は認められない。

また、本件要望に対して、本件審査請求文書に係る回答以降に改めて回答したと推認させる事情も確認できなかった。

(イ) 本件要望書以外の市外動物病院への拡大要望に対する文書の特定について

実施機関に確認したところ、審査請求人が請求している文書は、本件要望書に関連する行政文書であると口頭で聞いていたため、本件要望書以外の市外動物病院への拡大要望に関する文書の存在については確認しなかったとのことであった。

そこで、当審査会において、平成27年7月以降の本件開示請求に係る行政文書の存否について、広聴システムにおける検索による調査を行ったが、本件審査請求文書以外に存在は確認できなかった。

また、広聴システムを用いて処理された案件以外に、平成27年7月から本件開示請求までの間に市外動物病院への拡大要望に対する回答が存在すると推認させる事情も認められなかった。

(5) 付言

審査請求人の請求の趣旨は、前記(3)イのとおりであるが、念のため平成27年6月以前の本件開示請求に係る行政文書の存否についても広聴システムにおける検索による調査を行ったところ、平成26年7月に、市外動物病院への拡大要望を含む内容が市政ダイレクト広聴として受け付けられ、当該投稿に対して実施機関から回答をしていた。また、当該回答については、実施機関において起案をしており、5年保存の文書として保存されている。

実施機関に確認したところ、本件開示請求で求めているのは本件要望書に関連

する行政文書であると審査請求人から事前に口頭により確認していたとのことであった。しかし、本件開示請求に係る開示請求書の記載からは、開示請求の対象を本件要望書に関連する行政文書に限る趣旨とは読み取ることはできなかった。開示請求の対象は開示請求書の記載から判断すべきであるから、実施機関は、審査請求人に対象行政文書を限定する旨の補記を求めるべきであった。実施機関におかれては、条例の適正な運用に努められたい。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件開示請求に対し、本件審査請求文書を特定し、一部開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 藤原静雄、委員 金井恵里可、委員 久保博道

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成28年10月14日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
平成28年10月18日	・審査請求人から意見書を受理
平成28年10月20日 (第202回第三部会)	・諮問の報告
平成28年10月24日	・審査請求人から意見書（追加）を受理
平成28年10月25日 (第296回第一部会)	・諮問の報告
平成28年10月27日	・審査請求人から意見書（再追加）を受理
平成28年10月28日 (第302回第二部会)	・諮問の報告
平成28年11月21日	・審査請求人から意見書（再々追加）を受理
平成29年3月2日 (第209回第三部会)	・審議
平成29年3月16日 (第210回第三部会)	・審議
平成29年4月6日 (第211回第三部会)	・実施機関からの事情聴取 ・審議
平成29年4月20日 (第212回第三部会)	・審議
平成29年5月18日 (第213回第三部会)	・審議